

# 移動支援サービス利用者負担説明書（地域生活支援事業）

## 1 移動支援費

支給決定区分は、市からの支給決定によるものです。（受給者証に記載）

下記費用の額は、東松山市地域生活支援事業実施要綱(別表第2)に定められています。

区分	対象者	1時間当たりの費用
1	視覚障害があり、外出に支援が必要な方（ただし、肢体不自由など他の障害を重複していない方）	1,500円
2	知的障害及び精神障害又は肢体不自由があり、外出に支援が必要な方	2,000円
3	知的障害及び精神障害又は肢体不自由があり、障害程度区分の認定調査項目のうち「行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表」の合計点数が5点以上の方又は常時見守りが必要な方	2,500円

同要綱第38条により、市は上記区分に応じた額に次の割合を乗じて得た額の100分の90に相当する額を支給し、利用者は1割に相当する額を負担します。

イ 早朝（午前6時から午前8時まで）	100分の125
ロ 日中（午前8時から午後6時まで）	100分の100
ハ 夜間（午後6時から午後10時まで）	100分の125
ニ 深夜（午後10時から午前6時まで）	100分の150

## 2 移動支援費以外にかかる実費負担

公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

### 3 利用者負担の軽減措置について

収入に応じた上限額（月額上限額）

世帯状況		月額上限額
一般2（市町村民税課税世帯で下記の一般以外）の方		37,200円
一般1	障害者（課税世帯で、市民税所得割合16万円未満）の方	9,300円
	障害児（課税世帯で、市民税所得割合28万円未満）の方	4,600円
低所得者（市民税非課税世帯）の方		0円
生活保護受給世帯の方		0円

※ 東松山市では、障害者自立支援法による指定障害福祉サービスを利用されている場合は、その利用負担額と合算されます。

年 月 日

事業所 所在地 東松山市大字松山2183番地  
 名 称 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会  
 総合福祉エリアヘルパーステーション

説明者 所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、利用者負担説明の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印